違反広告物撤去活動について

○違反広告物撤去活動とは

越谷市屋外広告物条例の規定に違反して掲出されている広告物であって、その広告物が貼り紙・貼り札・広告旗・立看板などの簡易な広告物である場合には、屋外広告物法の規定により所有者に伝えることなく、すぐさま撤去することができます。これを「違反広告物撤去活動」といいます。現在、越谷市、市民ボランティアによる簡易除却推進員、建設業協会・建設推進協同組合などで構成された屋外広告物対策協議会により定期的に活動を行っています。違反広告物は良好な景観を損ねるだけでなく、交通や通行の妨げとなり事故などに繋がるおそれがあるため対策を講じる必要があります。不動産業者の貼り紙等が多いことから、宅建業協会越谷支部に協力いただき、撤去活動と平行して注意文の配布も行なっています。

○違反広告物簡易除却枚数

①越谷市違反広告物簡易除却推進員(市民ボランティア)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
貼り紙	8 7 5	7 5 7	9 5 6	1,476
貼り札	1, 790	2,651	2, 048	1,222
広告旗	3	9	0	1
立看板	1 3	3	3	2 0
合計	2, 681	3, 420	2, 967	2, 719

②越谷市屋外広告物対策協議会

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
貼り紙	1, 071	1, 071	1, 315	1, 021
貼り札	1, 346	1, 817	2, 168	1, 713
広告旗	5	0	4 3	7
立看板	2 2	1 4	1	2 4 1
合計	2, 444	2, 902	3, 527	2, 982